

守山市ホームページリニューアル業務委託
プロポーザル実施要領

令和4年7月

守山市 総合政策部 企画政策課

【目次】

1. 業務の概要	3
1.1 業務名.....	3
1.2 目的.....	3
1.3 業務内容.....	3
1.4 委託期間.....	3
1.5 提案上限額.....	3
1.6 支払い方法.....	3
2. プロポーザルに関する事項	4
2.1 参加資格.....	4
2.2 スケジュール.....	5
2.3 参加申込書の提出.....	5
2.4 質疑および回答.....	6
2.5 企画提案書などの提出.....	6
2.6 企画提案書などの作成.....	7
2.7 優先交渉権者などの選定方法.....	8
2.8 契約.....	9
2.9 プロポーザル参加に際しての留意事項.....	9

1. 業務の概要

1.1 業務名

守山市ホームページリニューアル業務

1.2 目的

守山市では、平成26年に現在のホームページにリニューアルを行ったが、ICTの急速な進展により、全国的に地方自治体のホームページの重要性が増す一方、現行のシステムでは対応が難しい多くの課題が発生している。このようなことから、守山市版DX推進方針に定める「誰一人残さない、人に優しいデジタル化」の理念に基づき、ホームページの全面的なリニューアルを行い、市民のDX、まちのDX、行政のDXを図るものである。

については、業務の取組方針やシステム機能などの提案を広く受け、委託業務の履行に最も適した受託候補者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

1.3 業務内容

【別紙】「守山市ホームページリニューアル業務委託」仕様書のとおり

1.4 委託期間

契約日（令和4年9月21日予定）から令和10年9月30日まで

（ただし、令和5年8月1日から8月31日までは試験運用期間とし、リニューアル後のホームページの公開は、令和5年9月1日とする。）

1.5 提案上限額

本業務にかかる費用の合計額は、44,998,800円以内とする（消費税および地方消費税を含む）。システム稼働にかかる費用およびその後のシステム保守・運用（令和5年9月1日から令和10年9月30日までの60か月）にかかる費用の合計とする。

なお、この合計額を超えた提案は無効とする。

1.6 支払い方法

本システム稼働にかかる業務およびその後のシステム保守・運用にかかる業務の費用は、それぞれの完了検査終了後、請求があった日から30日以内に指定された口座に振り

込む。

ただし、システム保守・運用に係る業務については、1か月ごとに完了検査および費用の支払いを行う。

2. プロポーザルに関する事項

2.1 参加資格

本プロポーザルに参加できるのは、【様式1】参加申込書の提出日現在において以下の条件をすべて満たす事業者とする。

- (1) 地方公共団体におけるCMSを用いた公式ホームページの構築業務を元請け（単体）として履行し、現在も運用保守業務を継続して契約している実績が10件以上あること。
- (2) 過去5年以内に構築したまたは現在保守・運用支援をしている地方公共団体の公式ホームページについて、JIS X 8341-3:2016の「適合レベルA、AA」に準拠した実績が5件以上あること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 自己または自社の役員などが、次の(ア)から(キ)までに該当する者でないこと。また、(ア)から(キ)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
 - (イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (エ) 自己、自社あるいは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって暴力団または暴力団員を利用している者
 - (オ) 暴力団または暴力団員に対して資金などを提供したり、便宜を供与するなど、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力または関与している者
 - (カ) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (キ) 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のISMS適合性評価制度の認定およびプライバシーマークの認定を受けていること。

※(3)～(5)については、連携協力企業など（参加する者と協力し、当該参加する者の責任の下に本業務の一部を行う者）があるときは、当該連携協力企業などにおいても同様とする。

2.2 スケジュール

項目	日程
1 公告・募集要領の公表	令和4年7月29日（金曜日）
2 参加申込書提出期限	令和4年8月8日（月曜日）
3 質疑書の受付期限	令和4年8月8日（月曜日）
4 質疑書に対する回答期限	令和4年8月15日（月曜日）
5 企画提案書提出期限	令和4年8月26日（金曜日）
6 一次審査結果通知 （書類審査）	令和4年8月31日（水曜日）
7 二次審査 （プレゼンテーション）	令和4年9月7日（水曜日）
8 最終選考結果通知・公表	令和4年9月12日（月曜日）
9 契約締結・業務開始	令和4年9月21日（水曜日） 予定

2.3 参加申込書の提出

2.3.1 提出期間

令和4年7月29日（金曜日）から8月8日（月曜日）午後5時まで

※郵送の場合は、令和4年8月8日（月曜日）午後5時までに必着とする。

2.3.2 提出場所・方法

企画政策課広報係へ事前に電話連絡のうえ、参加申込書などを持参または郵送により提出すること。

2.3.3 提出書類

このプロポーザルに参加を希望する場合は、次の書類を各1部提出しなければならない。

- (1) 【様式1】 参加申込書
- (2) 【様式2】 参加資格に関する申立書
- (3) 【様式3】 受注実績調書
- (4) 【様式4】 会社概要書

2.3.4 参加辞退

参加申込書提出日以降に参加を辞退する場合、辞退届（任意の様式）を企画政策課広報係へ事前に電話連絡のうえ、持参または郵送により提出すること。なお、すでに提出された書類は返却しない。

2.4 質疑および回答

質疑がある場合は、【様式5】質疑書を提出すること。質疑書以外での問い合わせについては、一切受け付けない。

2.4.1 質疑書の提出

(1) 提出期間

令和4年7月29日（金曜日）から8月8日（月曜日）午後5時まで

(2) 提出場所・方法

企画政策課広報係へ持参または電子メール

(kikakuseisaku-01koho@city.moriyama.lg.jp) にて提出すること。なお、件名は「守山市ホームページリニューアル業務質疑」とすること。

2.4.2 質疑書の回答

質疑に対する回答は、競争上の地位その他利害を害する恐れがあるものを除き、参加申込書を提出した者全員に対して、令和4年8月15日（月曜日）までに随時、電子メールにて回答する。

2.5 企画提案書などの提出

参加申込書を提出し、このプロポーザルに参加する者は、次のとおり企画提案書などを提出すること。なお、提案は1社1案とする。

2.5.1 提出書類

提出書類		部数
1	企画提案書（任意の様式） ※1社1案とする	10部
2	CMS機能要件一覧表 【別紙1】	3部
3	企画提案書の電子データ（CD-RまたはDVD-R）	1枚
4	費用見積書（構築費用） 【様式6】	3部
5	費用見積明細書（構築費用） 【様式6別紙】	3部
6	費用見積書（保守費用） 【様式7】	3部
7	費用見積明細書（保守費用） 【様式7別紙】	3部

2.5.2 提案書などの提出

(1) 提出期間

令和4年7月29日（金曜日）から8月26日（金曜日）午後5時15分まで

(2) 提出場所

企画政策課広報係へ事前に電話連絡のうえ、企画提案書などを持参または郵送により提出すること。

(3) 提出方法

企画政策課広報係へ持参または郵送（簡易書留）するものとし、電子メールでの提出は不可とする。持参の場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までの間で受け付ける。

※郵送の場合は、令和4年8月26日（金曜日）午後5時15分までに必着とする。

※郵送の場合は、上記「2.5.1 提出書類」の1から7までの書類をあわせて封入し、封印をしてから提出すること。また、封筒にはそれぞれの提出書類名を記載すること。

2.6 企画提案書などの作成

2.6.1 企画提案書などの作成

【別紙2】企画提案書作成要領に基づき作成すること。

2.6.2 見積書の作成

(1) 構築費用

設計関連費、デザイン費、CMS導入費、外部ASP導入費、サーバなどの環境構築費、データ移行費、研修費、その他機能導入費、令和5年9月30日までの保守費など、リニューアル業務にかかるすべての費用の合計を記載すること。ただし、構築費用の合計金額は24,999,700円以内とする（消費税および地方消費税を含む）。提案金額が上回った場合は失格とする。

(2) 保守費用

令和5年10月1日から令和10年9月30日までのハードウェア、ソフトウェアなど、システム保守にかかるすべての費用の合計を、年度ごとおよび5年間の合計で記載すること。ただし、保守運用費用の合計金額は5年間で19,999,100円以内とする（消費税および地方消費税を含む）。提案金額が上回った場合は失格とする。

なお、保守費用については、特別な理由がないかぎり、期間途中での増額は認めない。

2.7 優先交渉権者などの選定方法

書類審査による一次審査とプレゼンテーションによる二次審査で評価・採点を行う。
一次審査の評価・採点の上位3者程度を一次審査通過者とし、プレゼンテーションによる二次審査を行う。

2.7.1 一次審査（400点）

【別紙3】審査実施要領に沿って、次の2つの書類について評価し、点数化する。

(1) 基準点(150点)・・・CMS機能要件一覧表

※「必須」要件に「×」がある場合は参加できないものとする。

(2) 提案評価点(250点)・・・企画提案書

2.7.2 一次審査結果通知

一次審査の結果は、参加者全員に対し、令和4年8月31日（水曜日）までに、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。その後、書面でも通知する。

なお、この時点での一次審査の評価点数は公表しない。

2.7.3 二次審査（600点）

一次審査の評価点数の上位3者程度により、【別紙3】審査実施要領に沿って、プレゼンテーションの内容および次の2つの書類を評価し、点数化する。

(1) 価格点ア(50点)・・・費用見積書（構築費用）

(2) 価格点イ(50点)・・・費用見積書（保守費用）

2.7.4 優先交渉権者の決定

一次審査と二次審査の評価点数の合計（1,000点満点）で、最高評価点数を得た者を優先交渉権者とする。提案者が1者の場合および最高評価点数獲得者が2者以上ある場合の契約候補者の選定は、【別紙3】審査実施要領に沿って行う。

2.7.5 最終審査結果通知および優先交渉権者の公表

(1) 結果通知

最終審査の結果は、一次審査通過者全員に対し、令和4年9月12日（月曜日）付けで、参加申込書に記載された連絡先に書面で通知する。

(2) 公表

参加者数、優先交渉権者名（優先交渉権者以外の事業者名は非公開）、評価点などの審査結果は、令和4年9月12日（月曜日）に本市ホームページ上に公表する。

(3) 非選定理由の説明

非選定理由について説明を求める場合は、最終審査結果通知後1週間以内に限り認める。

2.8 契約

2.8.1 契約の締結

優先交渉権者を決定後、提案内容に基づいて協議を行い、両者の協議が整った場合、令和4年9月21日以降に本業務にかかる契約を締結する。

ただし、「仕様書4. データ移行に関する要件」に示すとおり、移行対象データ数が変動する予定のため、提案金額に基づいて再度費用見積書を提出したうえ、契約金額を決定する。

なお、本委託業務のすべてを再委託することは一切認めない（企画提案書内の実施体制を示す項目において、役割が明確に示されている場合を除く）。ただし、必要により一部を再委託する場合は、本市と協議のうえ、その承認を得るものとする。

2.8.2 次点交渉権者との交渉

優先交渉権者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合、または協議が整わない場合には、次点交渉権者と当該業務委託について交渉を行う。

2.8.3 契約条項等

別に定める契約書（案）のほか、守山市財務規則などの定めるところによる。

2.8.4 契約期間

契約締結日から令和10年9月30日までとする。

ただし、初期構築業務（システム稼働まで。ただし、一部運用保守を含む。）および運用保守業務にかかる期間はそれぞれ以下のとおりとする。

(1) 初期構築業務（ホームページ公開1か月後まで）

契約締結日から令和5年9月30日まで

(2) 運用保守

令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

2.8.5 契約保証金

免除とする。

2.9 プロポーザル参加に際しての留意事項

2.9.1 失格・無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効とする。

(1) 参加申込書を提出した後、提出期限内に企画提案書などの提出がされない場合

(2) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 他の提案者と提案内容などについて相談を行った場合
- (5) 優先交渉権者選定終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合
- (6) 契約締結までの間に、プロポーザルの参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

2.9.2 留意事項

- (1) 提出された企画提案書などは返却しない。
- (2) 提出以降における企画提案書などの追加、差替えおよび再提出は認めない。
- (3) 提出された企画提案書などは、選定を行う作業に必要な範囲において、本市が複製をすることがある。
- (4) 企画提案書などの作成、提出、プレゼンテーションなどのプロポーザル参加に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法などを用いた結果、生じた事象にかかる責任は、すべて提案者が負うものとする。
- (6) 提出された書類は守山市情報公開条例等の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- (7) 企画提案書などの作成のために本市より受領した資料は、本市の許可なく公表または使用することはできない。

【問い合わせ先および各種書類の提出先】

守山市 総合政策部 企画政策課

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

(Tel) 077-582-1164

(Fax) 077-583-5066

(e-mail) kikakuseisaku-01koho@city.moriyama.lg.jp